

## [03] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/27408>

---

出版情報：哲学論文集. 3, 1967-09-30. 九州大学哲学会  
バージョン：  
権利関係：

# 九州大学哲学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。  
 第二条 本会は会員相互の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。  
 第三条 本会の事務所は福岡市箱崎、九州大学文学部内におく。  
 第四条 本会の会員は正会員、特別会員及び名譽会員とする。  
 一、正会員は次の者とする。  
 九州大学文学部哲学、倫理学教官  
 九州大学教養部哲学、倫理学教官  
 九州大学文学部哲学哲学史並びに倫理学専攻卒業生及び学生  
 九州大学大学院哲学・西洋哲学史・倫理学専攻学生、修士生及び研究生  
 その他委員会で適当と認めたるもの。  
 二、特別会員は旧教官とする。  
 三、名譽会員は本会において適当と認めたる者とする。  
 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。  
 一、毎年一回大会の開催  
 二、会誌等の刊行  
 三、研究資料の蒐集及び交換  
 四、国内の関係學術団体との連絡  
 五、研究会、講演会等の開催

- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業  
 第六条 本会に次の役員をおく。  
 一、委員 若干名（内委員長一名、常任委員若干名）  
 二、会計監査 二名  
 三、幹事 若干名  
 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば委員会の決議によって臨時に開くことが出来る。  
 第八条 委員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。  
 第九条 委員会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依頼し、その他必要な場合は専門役員を依頼する。  
 第十条 委員の互選により、常任委員若干名をおく。  
 第十一条 委員の互選により委員長一名をおく。  
 第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を召集し、委員会にはかつて総会を召集する。  
 第十三条 正会員の互選により、会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。  
 第十四条 幹事は委員会の依頼により会の庶務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。  
 第十五条 本会の正会員の会費は年額千円とする。但し、学部学生は年額五百円とする。  
 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。  
 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。  
 附則

本会則は昭和三十九年十月十日より之を施行する。

## 編集委員

鬼頭英一  
 黒田亘  
 松永雄二  
 山本清幸  
 滝沢克己  
 森田良紀  
 佐々木一義